

○ 平成二十七年 度 における保安林内の立木 伐採を皆伐によ ることがで きる面積の 限度 の公表 【 告 示 】		目 次	
		岡山 県 公 報	
		発行 岡山 県	
		担当課（室）	
			目 次
			担当課（室）

◎岡山県告示第四十九号

平成二十七年における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに各市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成二十七年二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太